

新旧対照表

浦安市防犯パトロール車の貸付けに関する規則（平成16年規則第47号）の一部改正

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前												
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 自主防犯活動 自治会、PTAその他市民等により構成された団体が<u>行う</u>犯罪の防止のための自主的な活動をいう。</p> <p>(2) 省 略 (防犯パトロール車の種類等)</p> <p><b>第3条</b> 防犯パトロール車の種類及び数は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車</td> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> </tr> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(登録)</p> <p><b>第4条</b> 防犯パトロール車の貸付けを受けようとする団体は、あらかじめ浦安市防犯パトロール車貸付団体登録申込書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、団体の登録を受けなければならない。</p> <p>(1) 千葉県警察本部長が交付する、青色防犯パトロールを適正に実施することができる団体であることの証明書の写し</p> <p>(2) 千葉県警察本部長が交付するパトロール実施者証及び標章</p> <p>2 市長は、前項の規定による申込みを受けたときは、登録の可否を決定し、浦安市防犯パトロール車貸付団体登録承諾・不承諾通知書（別記第2号様式）により、その結果を当該申込みをした団体に通知するものとする。</p> <p>3 前項の規定により登録の承諾を受けた団体（以下「登録団体」という。）は、その登録内容に変更が生じたときは、速やかに、浦安市防犯パトロール車貸付団体登録変更届（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 登録団体は、その登録を廃止しようとするときは、浦安市防犯パトロール</p>	種類	数	自動車	<u>2</u>	原動機付自転車	<u>1</u>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> 同 左</p> <p>(1) 自主防犯活動 自治会、PTAその他市民等により構成された団体であ<u>って、自主防犯活動を行うものによる</u>犯罪の防止のための自主的な活動をいう。</p> <p>(2) 同 左 (防犯パトロール車の種類等)</p> <p><b>第2条の2</b> 同 左</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車</td> <td style="text-align: center;"><u>3</u></td> </tr> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> </tr> </tbody> </table>	種類	数	自動車	<u>3</u>	原動機付自転車	<u>2</u>
種類	数												
自動車	<u>2</u>												
原動機付自転車	<u>1</u>												
種類	数												
自動車	<u>3</u>												
原動機付自転車	<u>2</u>												

改 正 後	改 正 前
<p><u>車貸付団体登録廃止届（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>5 第1項の規定にかかわらず、自治会及びPTAは、防犯パトロール車の貸付けを受けることができる。</u> (貸付けの要件)</p> <p><u>第5条 市長は、登録団体又は前条第5項の規定により貸付けを受けようとする自治会若しくはPTAが次の要件を満たしている場合に、防犯パトロール車を貸し付けることができる。</u></p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) 貸付けを受けようとする車両を運転することができる運転免許を受けた21歳以上の者であって、当該運転免許を<u>取得した日から通算して1年以上経過したものが運転すること。</u></p> <p>(3)～(5) 省 略</p> <p>(6) <u>防犯パトロール車のうち自動車を運転する場合には、原則として2人以上で乗車すること。</u></p> <p>(7) <u>千葉県警察本部長が交付するパトロール実施者証及び標章を携帯すること。</u> (貸付けの申込み)</p> <p><u>第6条 防犯パトロール車の貸付けを受けようとするものは、事前に、浦安市防犯パトロール車貸付申込書（別記第5号様式）を市長に提出するとともに、防犯パトロール車を運転する者の運転免許証、パトロール実施者証及び標章を提示しなければならない。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、防犯パトロール車を貸し付けるものとする。</u>  (貸付期間)</p> <p><u>第7条 省 略</u> (貸付料)</p> <p><u>第8条 省 略</u></p>	<p>(貸付けの要件)</p> <p><u>第3条 防犯パトロール車の貸付けを受けることができるものは、次の要件を満たしたものとする。</u></p> <p>(1) 同 左</p> <p>(2) 貸付けを受けようとする車両を運転することができる運転免許を受けた21歳以上の者であって、当該運転免許を<u>受けていた期間が通算して1年以上経過したものが運転すること。</u></p> <p>(3)～(5) 同 左</p> <p>(貸付けの申込み等)</p> <p><u>第4条 防犯パトロール車の貸付けを受けようとするものは、原則として使用する日の前日までに、浦安市防犯パトロール車貸付申込書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の規定による申込みを受けたときは、その内容を審査し、貸付けを決定したときは、浦安市防犯パトロール車貸付通知書（別記第2号様式）により当該申込者に通知するものとする。</u> (貸付期間)</p> <p><u>第5条 同 左</u> (貸付料)</p> <p><u>第6条 同 左</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(賠償責任)</p> <p><b>第9条</b> 省 略</p> <p>2 省 略</p> <p>(台帳の整備)</p> <p><b>第10条</b> 市長は、貸付けを行ったときは、浦安市防犯パトロール車貸付台帳(別記第6号様式)に記録し、その利用の状況の把握に努めるものとする。</p> <p>(貸付けの制限)</p> <p><b>第11条</b> 市長は、貸付けを受けたことがある者のうち、次の各号のいずれかに該当する者については、防犯パトロール車の貸付けを制限することができる。</p> <p>(1) 防犯パトロール車を自主防犯活動以外で使用した者</p> <p>(2) 転貸をした者</p> <p>(3) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)、道路交通法(昭和35年法律第105号)その他の関係法令に違反した者</p> <p>2 市長は、災害等の事由により防犯パトロール車を公用に供する必要性が生じたとき又は市長が特に必要と認めたときは、防犯パトロール車の貸付けを制限することができる。</p> <p>(補則)</p> <p><b>第12条</b> 省 略</p> <p>別 記</p> <p><b>第1号様式</b> 別紙のとおり</p> <p><b>第2号様式</b> 別紙のとおり</p> <p><b>第3号様式</b> 別紙のとおり</p> <p><b>第4号様式</b> 別紙のとおり</p> <p><b>第5号様式</b> 別紙のとおり</p> <p><b>第6号様式</b> 別紙のとおり</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p>	<p>(賠償責任)</p> <p><b>第7条</b> 同 左</p> <p>2 同 左</p> <p>(台帳の整備)</p> <p><b>第8条</b> 市長は、貸付けを行ったときは、浦安市防犯パトロール車貸付台帳(別記第3号様式)に記録し、その利用の状況の把握に努めるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p><b>第9条</b> 同 左</p> <p>別 記</p> <p><b>第1号様式</b> 別紙のとおり</p> <p><b>第2号様式</b> 別紙のとおり</p> <p><b>第3号様式</b> 別紙のとおり</p>

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>1 <u>この規則は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</u> <u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>施行日前において、自治会又はPTA以外の団体であって既に防犯パトロール車の貸付けを受けたことがあるものは、第4条第3項の登録団体とみなす。</u></p>	